

## 竹島（韓国名：独島）の領有権について

### 一日韓両国の主張をもとにー

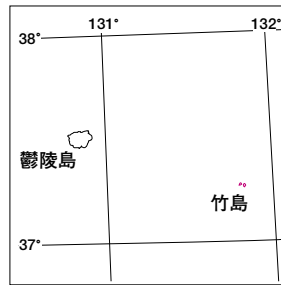
竹島（韓国名：独島）は日本領隠岐島の北西157km、韓国領鬱陵島の南東92kmの日本海上に位置し、2つの小島と数十の岩礁からなる総面積0.2km<sup>2</sup>の孤島である。岩山からなる島自体には経済価値はほとんどないが、対馬・リマン両海流が混じる周辺海域の豊富な水産資源は敗戦以後現在に至るまでの日韓両国による領有権紛争の重要な背景となってきた。ここでは竹島の領有に関する歴史的推移について日韓両国の主張をもとに概観していこう。

#### 竹島、鬱陵島に関する認識の交錯

竹島問題がこじれた一つの大きな原因は、竹島、鬱陵島およびその周辺島嶼への史料での呼称が交錯しているため、現在我々が竹島と呼んでいる島を誰が発見し、実効支配したかに見解差が生じていることにある。

**【韓国側の見解】** 「付属島嶼論」と「二島論」がある。鬱陵島が韓国に帰属することについて日韓両国に争いはないが、竹島を鬱陵島の付属島嶼とすることで韓国領と見なすのが付属島嶼論である。新羅が512年に日本海上の「于山国」を征服、朝貢せしめたという「三国史記」（1145年）の記事を摘示し、上古からの竹島領有を主張するのは付属島嶼論の典型である。二島論とは李朝期までの各種史料に見える「于山島」など様々な地名を鬱陵島の別称ではなく、現存の別の島である竹島に比定する考え方である。1530年の古地図「八道総図」は鬱陵島とその西に浮かぶ于山島の2島を描いているし、1452年の「高麗史地理志」には鬱陵島の別称としての武陵、于陵などを例示した後に両島が「本来別々だが近接するため好天時には望見できる」との説を示している。だが、鬱陵島の北東沖合い2kmにその名も「竹島（チュクド）」という島が現存していることが事態を複雑にしている。「独島（トクト）」という現在の呼称は1906年の鬱陵郡守報告書に初出する。

**【日本側の見解】** 17世紀までには鬱陵島と竹島の区別をつけていたようである。1667年の「隠州視聴合記」には隠岐から北西方向に二日一夜の行程で松島（現竹島）に至り、さらに一日の行程で竹島（現鬱陵島）に至る、とある。それに先立つ1618年、米子の大谷、村川両家が当時竹島と呼ばれ、李朝の政策により無人島



ようだし、1696年に幕府が鬱陵島渡航を禁じた後も竹島経営は続いたらしい。しかし、その後幕末から明治初期にかけて鬱陵島・竹島をまちまちの位置、名称で記入した欧米系海図が流入し、日本での両島への認識がぶれるようになる。この過程で「竹島・松島」が廃され、「鬱陵島・竹島」という現在の呼称が定着したと考えられる。

#### 20世紀以後の領有論争

国際法上、同島が長らく無人島であった事実注目すれば、先占者による実効占有継続が要件となる。江戸時代からの竹島経営や1905年の島根県編入を根拠とする日本の竹島領有主張はこの線にほぼ沿っている。一方、韓国は竹島が無主地ではなく、1905年の島根県編入も朝鮮併合の前哨戦だったとしている。そして敗戦で日本が放棄した朝鮮に竹島が当然含まれるとの立場に立つ。1946年1月のGHQ指令677号では竹島は日本の施政権外とされて在韓米軍指揮下に入った。しかし同指令はポツダム宣言で言及された「日本と周辺島嶼」に関する最終的指令ではなく、1951年のサンフランシスコ講和条約で竹島は言及されなかった。

講和成立後韓国は1952年1月海洋主権宣言（李承晩ライン宣言）で竹島領有権を主張、日本も領土標識設置で対抗したが、1954年7月から韓国は警備隊を常駐させ現在に至る。これに対して日本は1954年9月に竹島問題を国際司法裁判所に提訴することを韓国に提案する口上書を送ったが韓国側は竹島問題自体の存在を認めない立場からこれに応じなかった。その後の日韓交渉で李承晩ラインは解除されたが竹島問題の国際司法裁判所への提訴に韓国は応じなかった。日本は竹島の領有権を主張する口上書を毎年韓国に送り続けているが、これは他国の領土であっても平穏かつ長期に実効占有した場合に生じる時効による領有権移転を防ぐための措置と考えられる。

（日本貿易振興機構 アジア経済研究所 東アジア研究グループ長 奥田 聡）